



発行所 大村市役所 250番地 大村市 電話(代表)750番 印刷所 合同印刷所

24日~27日 年末大掃除を一齊に 台所・便所・畜舎は念入りに

本年最後の大掃除を次の要領により実施しますからご協力ください。 十二月二十四日 から二十五日まで △家の周辺、道路、排水水溝、便所の清掃 △便所汲排水口の完備、こみ箱、肥料溜に完全なふた

新生活の年末年始

新年には国旗を掲げよう 虚礼を 家庭のお正月を止めて

いよいよ年末も押し迫りました。長崎県新生活推進連盟本部では例年同様、年末年始の自粛運動を一般に呼びかけ、予期以上の成果を収めて来ましたが、本年はなお一層活発に推し進めるため、県庁を初め、各町、各会、各事業場なども積極的に実践することになっております。

一、忘年会その他類似の宴会を中止しよう。 二、昨年同様中止することとし、これによって生じた剰余金は、努めて貯蓄ならびに寄附金として出さう。

24日・土地を公売

- 市税滞納による差押財産を次のとおり公売に付します。 大村市以馬郷字岩井四百三十八番の二、畑、八畝五歩

保険料滞納による公売

- 国民健康保険料滞納による差押財産を次のとおり公売に付します。 大村市東本町四百二十八番の二、宅地、百七坪

12月15日~28日は固定資産税才四期分の納期です

固定資産税第四期の納期は十二月十五日から二十八日までとなっております。 固定資産税は、本年最期の納期です。後納税は、これまで未納の方は併せて納付してください。

職業安定法・失業保険法10周年 求職に安定所の利用を

職業安定法ならびに失業保険法が制定されてから十周年に当たります。 職業安定所では、これを記念して、雇用促進運動の一環として、次の行事を実施するのをご協力ください。

滞納者は年内に完納を

国民健康保険料の滞納については、常々ご留意をお願いして、年末の納付率は七四・九%と、昨年十月末六六・八%と、逐年その成績が向上していることは、被保険者皆様のご協力のたまものと感謝しております。

自衛官應募の

願書は27日までに 二等陸、海、空士の募集を現在実施中ですが、今年中に願書を提出する方は十二月二十七日(締切)は来年一月十一日までに、市民課へ提出してください。

迫る歳末・心にカギを

スリ・押売りなど犯罪防止に努めよう 物の動きがはげしくなり、人の心はなんとなく落ちつきがなくなり、このすきまをぬらして強盗犯その他のいろいろな犯罪が増えることが予想されます。

防犯係に申し出て下さい

【スリの防犯】 銀行、郵便局などの行き帰りや、人の混雑するところをねらうスリが多くなっています。 必要以上の現金は持たないようお願いします。

被害に防犯係

不幸にして盗難にかかったときは、現場はそのままとし、早く警察に届けください。 (大村警察署防犯係)

研修生を募集

土地、技術、生活改善 県では農山漁村の青年を対象に土地調査、技術(農業一般)および生活改善研修生を募集しています。

転出入(市内移動も含む)の場合

必ず町務連絡委員(町総代)を経て、市民課(出張所)へ届出てください。

落とし物

△現金千円(千円札一枚) 受取月日十二月三日△現金千円(千円札一枚) 四日△現金千円(千円札一枚) 十日△現金千円(千円札一枚) 十五日△現金千円(千円札一枚) 二十日△現金千円(千円札一枚) 二十五日△現金千円(千円札一枚) 三十日

大村ポート

二節 20日(土) 21日(日) 22日(月) 23日(火) 三節 27日(土) 28日(日) 29日(月) 30日(火)



# わが町やすい交通規則

④

**B 荷車の積載制限**  
荷車の使用主または運転者はそれぞれ車両の重量とあわせ当該各号に掲げる重量をこえて積載してはならない。

一、牛馬車、四輪車にあつては二千キログラム、その他のものにあつては千五百キログラム

二、大車（荷台の面積一・六五平方メートル以上のものに限り）七百五十キログラム

三、二輪車の前方、後方にそれぞれ〇・六米、荷台の左右に〇・三米をこえて張り出させて、または荷台から高さ二米をこえて積載してはならない。

**車馬の操縦者が守らなければならない**

## らない事柄

車馬の操縦者は道路や交通積荷の状況に応じて公衆に危害をおよぼさないような速度と方法で操縦しなければならない。

また次のようなことも十分守らなければならない。

①むやみにクラクションやベルを鳴らさないこと。

②「でい土」や汚水を飛散させて他の交通に妨害をおよぼすようなことをしな

## 児童を健全に育てよう

### 県で保護育成条例を制定

長崎県では長崎県児童保護育成条例を制定、去る十月二十五日、十二月二十五日から施行する。

この条例は児童の不良化を未然に防止し、健全な育成をはかるため保護者、関係業者、学校などが一体となつて協力し、児童の福祉を阻害するおそれのあるものを取り除き、明るい社会環境をつくり、児童を善導する規範とするために制定されたもので十六カ条からなり、その内容のおもなものは、次のとおりとなつております。

**おもな条文の解説**  
有害興行を行う場所への入場禁止：児童の性的感情を刺激し、または粗悪性を助長するような映画、演劇、見せ物などの興行は児童に与える影響が大いであるので、関係業者の自衛と協力によつて、好ましくない興行から児童を護らうとするもので、知事はこれらの興行場に児童を入場させないよう義務づけるものです。

**物品質受及び古物買受等の禁止**：児童の不良化と金銭関係は、最も因果関係が深いので、このような問題を未然に防ぐため、特別な理由がある場合を除いては買受または売渡しのために児童を質屋や古物商に出入りさせないように定めたもので、家庭の事情などで出入りする場合は保護者の承諾の有無の確認を要します。

**深夜外出の制限**：児童が深夜外出して不健全な遊びを覚えたり、あるいは暴行を受けた例も多く、また夜遊びが翌日の学習に影響することもあるため、これら問題の未然に防ぐため、保護者は深夜（午後十一時から翌日の日の出まで）児童が外出する場合は同行するか、または電話で知らせなければなりません。

**通告の義務**：この条例に定められていることを守っていない児童を発見した場合は、すべての人が児童相談所長（近くに相談所のないところは最寄りの警察署福祉事務所または児童委員に連絡すればよい）に、手紙または電話で知らせなければなりません。

**罰則**：この条例の第四、第五、第六、第七、第九の規定に違反した場合はそれぞれ罰金または料金の罰則規定が設けてあります。

③後退する場合のほかに後退灯を点灯しないこと。  
④「操縦装置」「制動装置」「警音器」「灯火」「その他の構造および装置」が不完全で道路における交通に危険をおよぼすような諸車を運転しないこと。  
⑤エンジンや排気装置からガスまたは臭気が運転者席に入り込むような自動車を運転しないこと。  
⑥前面ガラスまたは運転者席の側面ガラスが不完全で運転者の視野を妨げるような自動車を運転しないこと。  
⑦「めくらもしくはこれに準ずる者またはつんぼ」が白色の杖を持つて歩いてゐるときは、これを妨げないように「一時停車」するか徐行すること。  
⑧機能のよい消音器や騒音が少ないものを用いること。

**運転免許の種類**  
自動車は運転免許を受けなければ道路で運転してはなりません。運転免許は昭和三十一年八月一日から次のように種類がかわりました。

①普通運転免許：普通乗用車、小型乗用車、小型トラック、小型オートバイ、スクーターなどを運転するための「軽免許」やブルトリーザ、耕うん機などの「特殊作業用自動車免許」・「特殊自動車免許」というものがあり、けん引車の運転に必要な「けん引自動車免許」があります。

②普通運転免許：普通乗用車、小型乗用車、小型トラック、小型オートバイ、スクーターなどを運転するための「軽免許」やブルトリーザ、耕うん機などの「特殊作業用自動車免許」・「特殊自動車免許」というものがあり、けん引車の運転に必要な「けん引自動車免許」があります。

③普通運転免許：普通乗用車、小型乗用車、小型トラック、小型オートバイ、スクーターなどを運転するための「軽免許」やブルトリーザ、耕うん機などの「特殊作業用自動車免許」・「特殊自動車免許」というものがあり、けん引車の運転に必要な「けん引自動車免許」があります。

④普通運転免許：普通乗用車、小型乗用車、小型トラック、小型オートバイ、スクーターなどを運転するための「軽免許」やブルトリーザ、耕うん機などの「特殊作業用自動車免許」・「特殊自動車免許」というものがあり、けん引車の運転に必要な「けん引自動車免許」があります。

⑤普通運転免許：普通乗用車、小型乗用車、小型トラック、小型オートバイ、スクーターなどを運転するための「軽免許」やブルトリーザ、耕うん機などの「特殊作業用自動車免許」・「特殊自動車免許」というものがあり、けん引車の運転に必要な「けん引自動車免許」があります。

⑥普通運転免許：普通乗用車、小型乗用車、小型トラック、小型オートバイ、スクーターなどを運転するための「軽免許」やブルトリーザ、耕うん機などの「特殊作業用自動車免許」・「特殊自動車免許」というものがあり、けん引車の運転に必要な「けん引自動車免許」があります。

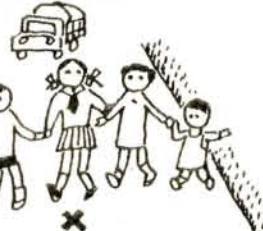
⑦普通運転免許：普通乗用車、小型乗用車、小型トラック、小型オートバイ、スクーターなどを運転するための「軽免許」やブルトリーザ、耕うん機などの「特殊作業用自動車免許」・「特殊自動車免許」というものがあり、けん引車の運転に必要な「けん引自動車免許」があります。

## 戸籍のはなし

### 第二各論 一、出生 (一ノ三)

父性の推定  
そもそも父性推定の制度は、女の妊娠期間中、男との同棲関係など、一定の客観的事実に基づいて、法律が父子関係を推定して「子の幸福と母の貞節を立証」する過重な責任を免除する制度であります。

したがって、前述べたような極くまれなケースの不合理的な救済の余り、万一誤つた父性の認定が勝手にされるようなことがあつてはならないのであります。



と私は考えます。また前述したまれなケースの場合の立法措置については、学者間で論議されているから、やがて立法化される時代もくることと思われる。さて父性推定については民法の規定は、妻の妊娠中における懐胎という事実（懐胎主義）の上に立つたものであつて、婚姻中の分娩という事実（出生主義）の上に立つたものではありません。

したがって、妻が婚姻中に懐胎した子である限り、分娩が婚姻継続中であつて、婚姻解消後であつても、子の父は常に母の夫、またはかつての母の夫と推定されます。

しかし父性関係を絶対的に確定する方法を持たない今日においては、誤りを最も少なくこれを防ぐには、父子関係の認定のために、父子関係の認定方法を当事者の勝手な断定に委ねないで厳格にこれを法定し、万一これを争つものに關してのみ裁判所の関与の上でこれを審査確定する方法を現民法が採用したことは、現段階における親子法の在り方としては、理の当然のことと非難されるべからざるであらう。

したがって、妻が婚姻中に懐胎した子である限り、分娩が婚姻継続中であつて、婚姻解消後であつても、子の父は常に母の夫、またはかつての母の夫と推定されます。

したがって、妻が婚姻中に懐胎した子である限り、分娩が婚姻継続中であつて、婚姻解消後であつても、子の父は常に母の夫、またはかつての母の夫と推定されます。

したがって、妻が婚姻中に懐胎した子である限り、分娩が婚姻継続中であつて、婚姻解消後であつても、子の父は常に母の夫、またはかつての母の夫と推定されます。

七、進行中の自動車、または軌道車に飛び乗り、または飛び降りること。  
八、貨物の転落  
貨物による打撃など道路における危険の防止その他交通の安全を図るために必要な措置を講じないで貨物を運搬すること。（おわり）  
（大村警察署）

大高駅伝部  
全国大会へ出場  
大村高校駅伝競走部は去る十一月十日行われた県下大会で優勝したので、來たる十二月

火の用心  
早火  
早火

大高駅伝部  
全国大会へ出場  
大村高校駅伝競走部は去る十一月十日行われた県下大会で優勝したので、來たる十二月